

日に、油の物をあらへば、よくおつる事妙なるゆゑ、おのれに髪を洗ひ玉ひしならん、おなじ物語のうち、七夕に宮女加茂川にいで、髪あらふ事藤原の君の巻にみゆ、さてこゝにほふせふとあるは、今の幕のやうなる物なり、唐土に書見多し物女が髪あらふには肌もあらはなるゆゑ、歩障を引たるなめり、ほふせふとよ赤染衛門集、一巻はやうすみしところにかしらあらひにいきて、ふるさとのいた井のなかはすみながらわがみづからぞあくがれにける、と灰汁にいひかけたれば、水灰汁にてもあらひしならん、伊勢が集にも井水に沐歌みえたり、是びんつけ油なき世なれば也。

〔源平盛衰記 十九〕文覺發心付東歸節女事

女源波妻源波娶源波暇ヲ得テ家ニ歸略○中夫ヲバ帳臺ノ奥ニカキ臥テ、我身ハ髪ヲ濡シ、タブサニ取テ、烏帽

子ヲ枕ニ置、帳臺ノ端ニ臥テ、今ヤ今ヤ下待處ニ、盛遠夜半計ニ忍ヤカニテラヒ寄ヌレタル髪ヲサグリ合テ、唯一刀ニ首ヲ斬

剃髮

〔新撰字鏡 影〕苦元反平、除髮、加美音留

〔倭訓栞 加中編四〕かみそる 新撰字鏡に、髻をかみそるとよめり、髻は字書に考得ず、髻は周禮に見

えて、髪を去をいふ、よて僧を髻徒とす、もと刑の名也、我邦の上世此刑あるを聞ず、三代實錄に、若有犯者、不論蔭贖坐徒、髻鉗せんと見えたれば、中古より此刑も起れるにや、

〔和漢三才圖會 十二〕支體、髻音剪

剔治鬚鬢曰髻、曲禮、不蚤髻者是也、大人曰髻、小兒曰髻、剃同、盡及身毛曰髻、髻同

按俗間兒生、當初六日、髻頂上髮、以與臍帶同收藏之、始呼雅名、謂之髻而後悉髻髮、以脫升陽氣、迨

三歲、仲冬望日、又剃頂上、而其餘不剃、謂之髮

十五歲、剃顛顛、而額爲方形、謂之半元服、志學年以表、既不童子乎二十歲、頭顛過半髻、而卒谷以後、枕骨以下有